

鳥取県立とっとり花回廊管理規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

鳥取県立とっとり花回廊管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第21号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊(以下「とっとり花回廊」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第2条 とっとり花回廊の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に届け出て、その指示を受けなければならない。

(行為の制限等)

第3条 条例第7条第1項第8号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、とっとり花回廊の管理上支障がないものとして指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、とっとり花回廊の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。